

市川市建設工事等資格要件等設定要領

(目 的)

第1条 この要領は、市川市が発注する建設工事、製造の請負、工事に関連する業務委託及び建築物の建築を伴う賃貸借（以下「建設工事等」という。）の一般競争入札に係る入札に参加する者に必要な資格要件及び指名競争入札に係る指名業者の選定基準（以下「資格要件等」という。）に関する事務の取扱いについて定めることを目的とする。

(建設工事等の資格要件等)

第2条 建設工事等の資格要件等として、次の各号に掲げる事項を原則として定めるものとする。

- (1) 本市の入札参加業者適格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 建設工事については、次の表の右欄に掲げる工事の種類及び設計金額ごとに、左欄に定める等級に該当する者であること。
- (3) 1件当たりの設計金額が、3千5百万円以上の建設工事（建築一式工事については7千万円以上）については主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。

ただし、市長が特に必要と認めた場合においては、前記の金額に関係なく主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。

等級	工事の種類及び設計金額（※）				
	土木一式	建築一式 舗装	とび・土工 電気 造園	管	その他
A	1700万円以上	1700万円以上	700万円以上	1000万円以上	制限なし
B	700万円以上 1700万円未満	1700万円未満	700万円未満	1000万円未満	700万円未満
C	700万円未満				

(※) 消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税相当額を除いた金額とする。

2 前項第2号の規定に関わらず、特殊な機械又は技術を必要とする建設工事、施工場所における高度な安全管理が求められる建設工事、施工場所又はその周辺の状況により現場管理が困難と認められる又は施工期間が特に限定されている建設工事、工事の種類ごとに分離発注し、全ての種類で落札者が決定しないと着手できない建設工事その他難易度の高い又は特殊性のある建設工事及び市長が特に必要と認める建設工事については、同号の表の右欄に掲げる工事の種類及び設計金額ごとの左欄に定める等級に該当する者とは別の等級の者を、次の各号に掲げるものにより資格要件等として定めることができる。

- (1) 1件当たりの設計金額が5千万円を超える建設工事は、市川市建設工事等請負業者資格審

査会（以下「審査会」という。）

- (2) 1件当たりの設計金額が5千万円以下の建設工事は、財政部長と協議を行い所管の部長
- 3 前2項に定めるもののほか、1件当たりの設計金額が5千万円を超える建設工事等にあつては審査会が、1件当たりの設計金額が5千万円以下の建設工事等にあつては市川市事務決裁規程（昭和62年訓令第4号）別表第1に定めるところにより財政部長又は契約課長との協議を経て所管の部長又は課長が、次の各号に掲げる事項を資格要件等として定めることができる。
  - (1) 過去15年間に、当該建設工事等と同種の一定規模以上の建設工事等の施工実績
  - (2) 当該建設工事等に配置する予定技術者の技術的能力に関する事項
  - (3) 当該建設工事等と同種又は類似の建設工事等の施工状況の評価の結果
  - (4) その他当該建設工事等に必要な資格要件等
- 4 前3項に定めるもののほか、市川市内の中小企業の受注機会確保のため、公正な競争の確保を妨げない範囲において、市川市内に本店を有することを入札に参加する者の資格要件等として前2項と同様の手順により定めることができる。ただし、一般競争入札の場合において資格として当該地域要件を定めることによって、資格を満たす者が次条に掲げる表に定める設計金額の区分ごとの数に満たない場合には、この限りでない。
- 5 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
  - (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該工事の入札前6ヵ月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
  - (4) 当該工事に係る公告の日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
  - (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
  - (6) 公告日前3ヵ月以内に、市川市が発注する建設工事について工事完成検査評定通知書により60点未満の通知を受けている者
  - (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるものが入札参加申請をした場合における当該協同組合の理事会の構成員が所属する他の法人又は個人
  - (8) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者
  - (9) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
  - (10) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1校の規定による許可を受けておらず、

同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(11)以下に定める届出の義務を履行していない者

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(12)市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

6 共同企業体方式で発注する場合の建設工事等の資格要件等は、市川市特定建設工事共同企業体発注基準に基づき、共通要件及び個別要件に分けて設けるものとする。

(競争に参加する者の数)

第3条 建設工事等の指名競争入札における指名業者の数は、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第109条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる当該建設工事等の1件当たりの設計金額の区分に応じ、右欄の数以上を原則とする。

設 計 金 額	指名業者基準数
5,000万円以下	5社
5,000万円を超え1億8,000万円以下	10社
1億8,000万円を超える	15社

(指名業者選定にあたっての基準)

第4条 建設工事等の指名業者の選定は、市川市建設工事等指名競争入札に係る指名業者選定基準により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

(市川市建設工事請負業者選定要領の廃止)

2 市川市建設工事請負業者選定要領(昭和50年4月28日適用)は廃止する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領の規定は、平成19年6月1日以後に発注する建設工事等について適用し、同日前に発注する建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年10月15日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領の規定は、平成20年10月15日以後に発注する建設工事等について適用し、同日前に発注する建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領の規定は、平成21年4月1日以後に発注する建設工事等について適用し、同日前に発注する建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領の規定は、平成23年6月1日以後に発注する建設工事等について適用し、同日前に発注する建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領の規定は、平成25年4月1日以後に発注する建設工事等について適用し、同日前に発注する建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領の規定は、平成26年4月1日以後に発注する建設工事等について適用し、同日前に発注する建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年5月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領の規定は、平成26年5月1日以後に発注する建設工事等について適用し、同日前に発注する建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領の規定は、平成27年4月1日以後に発注する建設工事等について適用し、同日前に発注する建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領の規定は、平成28年4月1日以後に発注する建設工事等について適用し、同日前に発注する建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領の規定は、平成28年6月1日以後に発注する建設工事等について適用し、同日前に発注する建設工事等については、なお従前の例による。